



島根県報

平成17年 3月29日 (火)

第 1 662 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	4
技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(")	4
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(環 境 政 策 課)	5
農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則の一部を改正する規則	(農 業 経 営 課)	5
島根県種牛譲渡規則の一部を改正する規則	(畜 産 振 興 課)	8
島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則	(")	8
島根県立緑化センター条例施行規則の一部を改正する規則	(林 業 課)	9
島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建 築 住 宅 課)	9
島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(")	9
島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	(審 査 課)	10

告 示

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正	(管 財 課)	10
庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正	(")	10
島根県土地利用基本計画の変更	(土 地 資 源 対 策 課)	10
島根県立三瓶山北の原野営場の使用料の徴収事務の委託の解除	(景 観 自 然 課)	10
騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等の一部改正	(環 境 政 策 課)	11
振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等の一部改正	(")	11
騒音に係る環境基準の地域の類型に当てはめる地域の指定の一部改正	(")	11
悪臭原因物の排出を規制する地域及び特定悪臭物質の規制基準の一部改正	(")	12
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健 康 福 祉 総 務 課)	12
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	12
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	(")	12
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	13
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	13
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	13
島根県農業試験場分析規程の一部改正	(農 林 水 産 総 務 課)	14
島根県農業試験場種苗等配付規程の一部改正	(")	14
島根県農林水産業共同研究等取扱要綱の一部改正	(")	14
農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定の一部改正	(農 業 経 営 課)	15
換地処分	(農 村 整 備 課)	15
土地改良事業計画書の縦覧 (3 件)	(")	16
保安林の指定 (2 件)	(森 林 整 備 課)	16
保安林予定森林	(")	17
解除予定保安林	(")	18

保安林の指定施業要件の変更 (2 件)	(森 林 整 備 課)	18
森林法第189条の規定による告示及び掲示 (3 件)	(")	19
島根県中小企業育成振興資金融資要綱の一部改正	(経 営 支 援 課)	22
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	22
道路の供用開始	(")	25
河川区域の指定	(河 川 課)	27
都市計画事業変更の認可	(都 市 計 画 課)	27
建築基準法の規定に基づく道路の指定	(建 築 住 宅 課)	27
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	(審 査 課)	28
訓 令		
島根県職員被服等貸与規程の一部改正	(職 員 課)	28
島根県土地利用調整会議等設置規程の一部改正	(土 地 資 源 対 策 課)	29
島根県農林水産会議規程の一部改正	(農 林 水 産 総 務 課)	29
島根県職務育成品種規程の一部改正	(")	30
公 告		
平成16年度島根県家畜人工授精師養成講習会 (家畜人工授精に関する講習会) 修業試験の合格者	(畜 産 振 興 課)	30
土地立入りの許可	(用 地 対 策 課)	30
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	30
教委告示		
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定による教科用図書採択地区の設定	(義 務 教 育 課)	31
島根県立武道館、島根県立石見武道館、島根県立水泳プール、島根県立体育館、島根県立サッカー場及び島根県立ライフル射撃場の指定管理者の指定	(保 健 体 育 課)	31
島根県立八雲立つ風土記の丘の指定管理者の指定	(文 化 財 課)	32
人委規則		
不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則		32

公布された条例等のあらまし

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (規則第42号)

1 規則の概要

- (1) 統括専門技術員、主任農業改良普及員、主任生活改良普及員、主任蚕業改良指導員、主任林業改良指導員、主任水産業改良普及員及び水産業改良普及員の職を廃止することとした。(別表関係)
- (2) 統括工事検査監、統括林業普及員、副医療専門監、主席農業普及員、主席林業普及員、主席水産業普及員、主幹農業普及員、主幹林業普及員、主幹水産業普及員、医療専門員、主任農業普及員、主任林業普及員、主任水産業普及員、農業普及員、林業普及員、水産業普及員及び視能訓練士の職を新たに設けることとした。(別表関係)

2 施行期日

平成17年 4月 1日から施行することとした。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (規則第43号)

1 規則の概要

病院業務従事手当について所要の改正を行うこととした。(別表第 5 関係)

- (1) 中央病院又は湖陵病院に勤務する職員の月額手当を廃止すること。
- (2) 病棟(中央病院においては精神神経病棟に限る。)内においてその維持管理業務に1時間以上従事した場合に日額200円を支給すること。

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(規則第44号)

1 規則の概要

第一種フロン類回収業者登録簿及び第二種フロン類回収業者登録簿の閲覧場所を規定することとした。(第3条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則の一部を改正する規則(規則第45号)

1 規則の概要

- (1) 参入意向企業調査研究支援資金借用証書に特約条項を加えることとした。
- (2) 有効期限を平成20年3月31日まで延長することとした。
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県種牛譲渡規則の一部を改正する規則(規則第46号)

1 規則の概要

島根県立畜産試験場を島根県立畜産技術センターに改称することに伴う規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則(規則第47号)

1 規則の概要

- (1) 島根県立畜産試験場を島根県立畜産技術センターに改称することに伴う規定の整理
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県立緑化センター条例施行規則の一部を改正する規則(規則第48号)

1 規則の概要

緑化センターの業務を本庁で行う行政組織の改正に伴う規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(規則第49号)

1 規則の概要

平成17年3月31日における仁多郡仁多町及び同郡横田町の合併による同郡奥出雲町の設置に伴い、積雪荷重の表を改正することとした。(第11条の3関係)

2 施行期日

平成17年3月31日から施行することとした。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(規則第50号)

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の邑南町への譲渡に伴う廃止に関する部分の施行期日は、平成17年

3月31日とすることとした。

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(規則第51号)

1 規則の概要

引用する条例の改正により次に掲げる条例の名称を改めることとした。(別表第1関係)

- (1) 島根県農業試験場分析手数料条例
- (2) 島根県立畜産試験場条例

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第42号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則(昭和31年島根県規則第85号)の一部を次のように改正する。

別表中「工事検査監」を「統括工事検査監
工事検査監」に、「統括専門技術員」を「統括林業普及員」に、「研究調整監」を

「研究調整監
副医療専門監」に、「事業調整幹
主席農業普及員
主席林業普及員
主席水産業普及員
主幹農業普及員
主幹林業普及員
主幹水産業普及員」

「主任農業改良普及員
主任生活改良普及員
主任蚕業改良指導員
主任林業改良指導員
主任水産業改良普及員」

「医療専門員
主任農業普及員
主任林業普及員
主任水産業普及員」

に、「水産業改良普及員」を「農業普及員
林業普及員
水産業普及員」に、「栄養士」を「栄養士
視能訓練士」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第43号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年島根県規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表第5病院業務従事手当の項を次のように改める。

病院業務従事手当	1 中央病院又は湖陵病院に勤務する職員が勤務時間外において救急業務に従事したとき。	1時間につき610円
----------	---	------------

2 中央病院又は湖陵病院に勤務する職員が病棟（中央病院においては精神神経病棟に限る。）内においてその維持管理の業務に 1 時間以上従事したとき。

1 日につき200円

附 則

この規則は、平成17年 4月 1 日から施行する。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第44号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則（平成14年島根県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（第一種フロン類回収業者登録簿等の閲覧場所）

第 3 条 法第14条及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）附則第19条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第33条第 1 項又は第 2 項において読み替えて準用する法第14条の規定による第一種フロン類回収業者登録簿及び第二種フロン類回収業者登録簿の閲覧場所は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条関係）

観 覧 場 所	所 在 地
環境生活部環境政策課	松江市殿町 1 番地
松江保健所	松江市大輪町420番地
雲南保健所	雲南市木次町里方531番地 1
出雲保健所	出雲市塩冶町223番地 1
県央保健所	大田市長久町長久八 7 番地 1
浜田保健所	浜田市片庭町254番地
益田保健所	益田市昭和町13番地 1
隠岐保健所	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24番地

附 則

この規則は、平成17年 4月 1 日から施行する。

農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第45号

農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則の一部を改正する規則

農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則（平成15年島根県規則第82号）の一部を次のように改正する。

第7条中「参入意向企業調査研究支援資金貸与申請書」を「農業参入意向企業調査研究支援資金貸与申請書」に、「参入意向企業調査研究支援事業実施計画書」を「農業参入意向企業調査研究支援事業実施計画書」に改める。

第9条中「参入意向企業調査研究支援資金貸与請求書」を「農業参入意向企業調査研究支援資金貸与請求書」に改める。

第10条中「参入意向企業調査研究支援資金貸与請求書」を「農業参入意向企業調査研究支援資金貸与請求書」に、「参入意向企業調査研究支援資金借用証書」を「農業参入意向企業調査研究支援資金借用証書」に改める。

第13条中「参入意向企業調査研究支援資金返還免除申請書」を「農業参入意向企業調査研究支援資金返還免除申請書」に改める。

第15条中「参入意向企業調査研究支援資金返還事由届出書」を「農業参入意向企業調査研究支援資金返還事由届出書」に改める。

第16条中「参入意向企業調査研究支援事業実績報告書」を「農業参入意向企業調査研究支援事業実績報告書」に改める。

附則第2項中「平成17年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

様式第1号中「参入意向企業調査研究支援資金貸与申請書」を「農業参入意向企業調査研究支援資金貸与申請書」に改め、同様式に（注）として次のように加える。

（注） 企業の定款の写しを添付すること。

様式第2号中「参入意向企業調査研究支援事業実施計画書」を「農業参入意向企業調査研究支援事業実施計画書」に改める。

様式第3号中「参入意向企業調査研究支援資金貸与請求書」を「農業参入意向企業調査研究支援資金貸与請求書」に改め、「企業の名称」を「所在地
企業の名称」に改める。

様式第4号中「参入意向企業調査研究支援資金借用証書」を「
（表）
農業参入意向企業調査研究支援資金借用証書」に改め、
同様式に裏面として次のように加える。

(裏)

農業参入意向企業調査研究支援資金借用証書特約条項

(返還)

第1条 農業参入意向企業調査研究支援資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、島根県(以下「甲」という)が次の各号のいずれかに該当すると認め、返還の請求をした場合には、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借受金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が借受金を長期にわたり使用しないとき。
- (3) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入れ後この借受金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (4) 乙に農業参入の意思がなくなったとき。
- (5) 調査研究期間が終了するまでに農業参入しなかったとき。
- (6) 農業参入後1年以内に農業を行わなくなったと認められるとき。
- (7) 事業計画又は資金計画の変更その他の事由により事業費が減少し、この借受金に余剰が生じたとき。
- (8) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
- (9) 乙が手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (10) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (11) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (12) 乙が農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (13) その他甲が債権保全上著しい支障があると認められたとき。

(報告)

第2条 乙は、事業完了後1月以内に甲に対し農業参入意向企業調査研究支援事業実績報告書を提出するものとする。

2 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となった場合又は対象事業を変更、中止若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。

3 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。

- (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙若しくは連帯保証人(以下「丙」という。)に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (2) 丙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (3) その他甲が指示する場合

(調査)

第3条 乙は、知事が任命した甲の職員又は知事の委託を受けた者(以下「調査員」という。)が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

(弁済充当の指定権)

第4条 乙及び丙は、この借受金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借受金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金)

第5条 乙は、支払期日に返還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により返還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年14.6パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則第12条の規定による期限の延長の申請をした場合において、支払期日を過ぎて延長できない旨の決定があった場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。

3 乙は、第1条第1号、第2号、第4号又は第12号に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由として甲から返還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から返還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年14.6パーセントの割合で計算した返還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

(連帯保証人)

第6条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯して債務を負担する。

2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

3 甲は連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときはこれを変更する。

(法定代位者の変動)

第7条 乙又は丙は、甲が他の連帯保証人につき免除又は交替を行っても異議を申し立てない。

2 丙は、返還期日の変更につき、甲乙間においていかに取り計らわれても異議を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第8条 丙は、この借受金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の金額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(合意管轄)

第9条 甲、乙及び丙は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

様式第 5 号中「参入意向企業調査研究支援資金返還免除申請書」を「農業参入意向企業調査研究支援資金返還免除申請書」に、「企業の名称」を「所在地
企業名称」に改める。

様式第 6 号中「参入意向企業調査研究支援資金返還事由届出書」を「農業参入意向企業調査研究支援資金返還事由届出書」に、「企業の名称」を「所在地
企業名称」に改める。

様式第 7 号中「参入意向企業調査研究支援事業実績報告書」を「農業参入意向企業調査研究支援事業実績報告書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則第 8 条の規定により貸与の決定をした調査研究支援資金については、なお従前の例による。

島根県種牛譲渡規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第46号

島根県種牛譲渡規則の一部を改正する規則

島根県種牛譲渡規則（平成13年島根県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「島根県立畜産試験場」を「島根県立畜産技術センター」に改める。

第 2 条中「島根県立畜産試験場長（以下「場長」を「島根県立畜産技術センター（以下「所長」に改める。

第 3 条から第 5 条まで及び第 7 条中「場長」を「所長」に改める。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「島根県立畜産試験場長」を「島根県立畜産技術センター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成17年 4月 1 日から施行する。

島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第47号

島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則

島根県種雄牛精液等譲渡規則（平成13年島根県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「島根県立畜産試験場」を「島根県立畜産技術センター」に、「種雄牛の体内受精卵」を「牛の体内受精卵」に改める。

第 2 条中「（以下「所長」という。）」を削り、「島根県立畜産試験場長（以下「場長」という。）」を「島根県立畜産技術センター所長」に改める。

第 3 条中「所長又は場長」を「島根県立種畜センター所長又は島根県立畜産技術センター所長（以下これらを「所長」という。）」に改める。

第 5 条及び第 6 条中「又は場長」を削る。

様式第 2 号及び様式第 4 号中「島根県立畜産試験場長」を「島根県立畜産技術センター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成17年 4月 1 日から施行する。

島根県立緑化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第48号

島根県立緑化センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立緑化センター条例施行規則（昭和54年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「緑化センターの長（以下「所長」という。）」を「知事」に改める。

第 3 条第 2 項、第 5 条及び第 6 条中「所長」を「知事」に改める。

附 則

この規則は、平成17年 4月 1 日から施行する。

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第49号

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第11条の 3 第 1 項の表中

「	仁多町		「	奥出雲町	旧仁多町の区域	を	「	旧横田町の区域	に改め、同表備考中「平成16年12月31
	横田町			飯南町	旧横田町の区域			旧横田町の区域	
	飯南町	旧頓原町の区域	」		旧頓原町の区域		」		

日現在」の次に「、奥出雲町のうち旧仁多町の区域及び旧横田町の区域は平成17年 3月30日現在」を加える。

附 則

この規則は、平成17年 3月31日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第50号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第29号）中別表の改正規定のうち

「	都 賀 行 団 地		を	「	都 賀 行 団 地	に改める部分の施行期日は、平成17年
	口 羽 団 地	邑智郡邑南町				
	矢 上 団 地			」		

3月31日とする。

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第51号

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

島根県収入証紙条例施行規則(昭和39年島根県規則第58号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項第16号中「島根県農業試験場分析手数料条例」を「島根県農業技術センター分析手数料条例」に改め、同項第20号中「島根県立畜産試験場条例」を「島根県立畜産技術センター条例」に改める。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第375号

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和62年島根県告示第211号)の一部を次のように改正し、平成17年3月29日から施行する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄田信義

第3条第1項第1号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

島根県告示第376号

庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成17年島根県告示第208号)の一部を次のように改正し、平成17年3月29日から施行する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄田信義

第3条第1項第1号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

島根県告示第377号

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定に基づく島根県土地利用基本計画を次に掲げる区域について変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、変更後の島根県土地利用基本計画は登載を省略し、その関係書類を島根県地域振興部土地資源対策課、隠岐支庁及び各総務事務所並びに出雲市役所、鹿島町役場(平成17年3月31日以後にあっては、松江市役所鹿島支所)及び三隅町役場(平成17年10月1日以後にあっては、浜田市役所三隅支所)に備え付け一般の縦覧に供する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄田信義

出雲市、鹿島町及び三隅町の一部

島根県告示第378号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により大田市三瓶町多根1121番8財団法人三瓶ワールドミュージアム財団に委託していた島根県立三瓶山北の原野営場の使用料の徴収事務については、平成16年3月31日限

りて当該委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項の規定により告示する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第379号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等（昭和62年島根県告示第312号）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第1第2種区域の項指定地域の欄及び第3種区域の項指定地域の欄中「松江市」を「松江市（旧玉湯町の区域及び旧宍道町の区域を除く。）」に改め、同表第4種区域の項指定地域の欄中「松江市」の次に「（旧宍道町の区域を除く。）」を加え、同表備考第3号中「ものを」の次に「いい」、「旧玉湯町の区域」及び「旧宍道町の区域」とは、平成17年3月30日現在のものを」を加える。

別表第2のa区域の項指定地域の欄、b区域の項指定地域の欄及びc区域の項指定地域の欄中「松江市」の次に「（旧玉湯町の区域及び旧宍道町の区域を除く。）」を加え、同表備考第3号中「ものを」の次に「いい」、「旧玉湯町の区域」及び「旧宍道町の区域」とは、平成17年3月30日現在のものを」を加える。

島根県告示第380号

振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等（昭和62年島根県告示第313号）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第1第1種区域の項指定地域の欄及び第2種区域の項指定地域の欄中「松江市」の次に「（旧玉湯町の区域及び旧宍道町の区域を除く。）」を加え、同表備考第3号中「ものを」の次に「いい」、「旧玉湯町の区域」及び「旧宍道町の区域」とは、平成17年3月30日現在のものを」を加える。

別表第2中「松江市」の次に「（旧宍道町の区域を除く。）」を加え、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 「旧宍道町の区域」とは、平成17年3月30日現在のものをいう。
- 2 規制区域を表示した図面は、島根県環境生活部環境政策課、関係保健所及び関係市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

島根県告示第381号

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成12年島根県告示第204号）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

表Aの項当てはめる地域の欄中 「玉湯町 宍道町 を「奥出雲町」に改め、同表Bの項当てはめる地域の欄中 「玉湯町 宍道町 を「奥横田町」

「玉湯町
出雲町（旧仁多町の区域を除く。）」に改め、同表Cの項当てはめる地域の欄中 宍道町 を「奥出雲町」に改め、同
横田町」

表備考第2号中「いう」を「いい」、「旧仁多町の区域」とは、平成17年3月30日現在のものをいう」に改める。

島根県告示第382号

悪臭原因物の排出を規制する地域及び特定悪臭物質の規制基準（平成17年島根県告示第318号）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

1の表A地域の項地域の区分の欄中「松江市」の次に「（旧宍道町の区域を除く。）」を加え、「玉湯町」を削り、同表備考第4号中「ものを」の次に「いい」、「旧宍道町の区域」とは、平成17年3月30日現在のものを」を加える。

島根県告示第383号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
益田市国民健康保険診療施設匹見澄川診療所	益田市匹見町澄川イ266番地6	平成17年2月1日
いとおか歯科クリニック	隠岐郡西ノ島町大字浦郷544番地15	平成17年3月1日
杉原医院	安来市安来町898番地4	平成17年3月1日

島根県告示第384号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
益田市国民健康保険匹見澄川診療所	益田市匹見町澄川イ299 - 1	平成17年1月31日
杉原医院	安来市安来町898番地4	平成17年2月28日

島根県告示第385号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
勝部医院	医療法人 勝部医院	松江市春日町365 - 3	平成17年2月1日

島根県告示第386号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人社団 正心会	松江市下東川津町251 - 1	痴呆対応型共同生活介護	万福の家	松江市下東川津町146番地	平成17年3月16日
社会福祉法人 草雲会	八束郡東出雲町大字出雲郷493	痴呆対応型共同生活介護	グループホームあしたか	八束郡東出雲町大字出雲郷490	平成17年4月1日
社会福祉法人 旭福祉会	那賀郡旭町大字本郷362番地6	居宅介護支援事業	まつばら居宅介護支援事業所	浜田市松原町1100番地1	平成17年4月1日
有限会社 Joy・ケア	出雲市武志町586 - 1	福祉用具貸与	ジョイ・ケアたいよう	出雲市武志町586 - 1	平成17年3月15日

島根県告示第387号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
八束町	八束郡八束町大字波入2060	通所介護	八束町通所介護事業所	八束郡八束町大字波入1933番地	平成17年3月30日

島根県告示第388号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 敬愛福祉会	訪問介護	ヘルパーステーション別府	邑智郡美郷町別府 8 番 5	平成17年 3月20日
社会福祉法人 佐田町社会福祉協議会	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム セセラぎの家	簸川郡佐田町大字一窪田118番地	平成17年 3月20日

島根県告示第389号

島根県農業試験場分析規程（昭和27年島根県告示第12号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

題名中「島根県農業試験場」を「島根県農業技術センター」に改める。

第1条中「島根県農業試験場（以下「試験場」を「島根県農業技術センター（以下「センター」に改める。

第2条中「試験場」を「センター」に、「場長」を「所長」に改める。

第3条中「場長」を「所長」に、「又は試験場」を「であるとき、又はセンター」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「島根県農業試験場長」を「島根県農業技術センター所長」に改める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

島根県告示第390号

島根県農業試験場種苗等配付規程（昭和27年島根県告示第13号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

題名中「島根県農業試験場」を「島根県農業技術センター」に改める。

第1条中「島根県農業試験場（以下「試験場」を「島根県農業技術センター（以下「センター」に改める。

第2条中「試験場長」を「センターの長（以下「所長」という。）」に改める。

第4条から第7条まで及び第9条中「試験場長」を「所長」に改める。

様式中「島根県農業試験場長」を「島根県農業技術センター所長」に改める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

島根県告示第391号

島根県農林水産業共同研究等取扱要綱（平成3年島根県告示第244号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

第1条の2第2号を次のように改める。

(2) 農業技術センター

第1条の2第4号を次のように改める。

(4) 畜産技術センター

附 則

この告示は、平成17年 4月 1日から施行する。

島根県告示第392号

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定（平成15年島根県告示第19号）の一部を次のように改正し、平成17年 3月31日から施行する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

表中松江市の部に次のように加える。

旧御津村の区域	20アール
旧恵曇町の区域	20アール
旧佐太村の区域	30アール
旧島根町の区域	30アール
旧千酌村の区域	30アール
旧片江村の区域	20アール
旧美保関町の区域	30アール
旧森山村の区域	30アール
旧岩坂村の区域	40アール
旧熊野村の区域	40アール
旧玉湯町の区域	30アール
旧宍道町の区域	40アール
旧八束町の区域	40アール

表中鹿島町の部から美保関町の部まで及び八雲村の部から八束町の部までを削り、横田町の部を次のように改める。

奥出雲町	八川2500番44、2500番55、 2500番58、2500番61、 2500番64、2500番68、 2500番71、2500番74及び 2500番75	10アール
------	--	-------

表備考中「平成17年 3月21日現在」の次に「、松江市のうち旧島根町の区域、旧玉湯町の区域、旧宍道町の区域及び旧八束町の区域は平成17年 3月30日現在」を加える。

島根県告示第393号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成17年 3月14日付けで県営土地改良事業に係る鹿足（日原）地区下左鑑工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第394号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
出雲市	矢尾地区用排水施設事業 （基盤整備促進事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第395号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
宍道町	才地区用排水施設事業 （基盤整備促進事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	宍道町役場

平成17年 3月31日以降の縦覧場所は、松江市役所とする。

島根県告示第396号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
宍道町	宮田地区農道事業 （基盤整備促進事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	宍道町役場

平成17年 3月31日以降の縦覧場所は、松江市役所とする。

島根県告示397号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において

準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町卯敷シラダイ668

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第398号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町佐津目951 - 1、953 - 1、955 - 2、955 - 7、978、979 - 4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第399号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市大社町杵築東字真名井11 - 3、175、大社町修理免字地真赤1796 - 1 から1796 - 4まで、字地真赤下1797、1798 - 1、1799

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第400号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市木次町平田1174 - 2、1175 - 2、1175 - 3

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第401号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

出雲市佐田町大呂1915

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第402号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

益田市匹見町道川イ1030 - 1、イ1146、イ1165、イ1182 - 2、口580 - 2、美都町宇津川イ666 - 6、鹿足郡柿木村大字椈谷808 - 1、六日市町大字注連川1957 - 6 から1957 - 9 まで、1957 - 12から1957 - 14まで、1958 - 53から1958 - 61 まで、大字蓼野1954 - 20、1956 - 47

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに益田市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第403号

平成17年島根県告示第227号で保安林予定森林とされた次の森林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を金城町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

1 森林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所				不明である通知の相手方	
郡名	町名	大字	地番	森林の権利者	住所
那賀	金城	追原	1927 - 2	藤巻久寿	広島県中区東白鳥町19 - 59
那賀	金城	追原	2005内2	森下長太	江津市桜江町八戸1206

2 保安林の目的

水源のかん養

島根県告示第404号

平成17年島根県告示第229号で保安林予定森林とされた次の森林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を旭町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

1 森林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所				不明である通知の相手方	
郡名	町名	大字	地番	森林の権利者	住所
那賀	旭	都川	2534 - 1	山崎重智	広島県安芸郡府中町35 - 19
那賀	旭	都川	2522 - 6 2527 - 1 2527 - 7 2527 - 8 2527 - 9 2527 - 10 2527 - 11	花田清征	埼玉県桶川市泉2丁目19 - 50号4 - 410
那賀	旭	都川	2496 2497	山崎幾雄	愛知県春日井市新町1 - 10 - 8

2 保安林の目的

水源のかん養

島根県告示第405号

平成17年島根県告示第264号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を出雲市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所					不明である通知の相手方	
郡名	町名	字	地番	森林の権利者	住所	
出雲	佐田	吉野	神馬山	553	神田賢司	岡山市津島中1 - 3 RA - 306号
			水谷	586 - 1	和泉和男	出雲市佐田町吉野297
				586 - 12	神田清市	〃 〃 〃 31
			寺ノ谷 土井	634 - 2	神田武市	出雲市佐田町吉野232
		644 - 2				
		上橋波	菅沢	673 - 1	神田キヨコ	出雲市佐田町吉野31
				門曲	670 - 1	安井秀夫
			居舟谷	704 - 1		
				705 - 1		
			滝ヶ谷 保井谷	760 - 8		
716 - 2						
門曲	671	大谷捨四郎	出雲市佐田町上橋波125			
	672					
	居舟	692				
	才ノ元	699				
	700					
	釣井手	713 - 1から713 - 3まで				
	713 - 7					
保井谷	714					

		715		
	居舟	691	安井茂太郎	出雲市佐田町上橋波 1
	オノ元	699 700	深井常藏 安井藤太郎	出雲市佐田町上橋波154 " " " 99
	居舟 カワコ谷 保井谷	702 703 706 707 708 - 1 708 - 5 716 - 2	永見清造	出雲市佐田町上橋波101 - 4
	釣井手	713 - 1 から 713 - 3 まで 713 - 7	神田宇太郎 安井貞五郎	出雲市佐田町上橋波103 " " " 95 - 1
	保井谷	714 715		
	保井谷	716 - 2	山本信吉 大谷乙三郎	出雲市佐田町上橋波159 " " " 123
	保井谷 滝ヶ谷	716 - 2 760 - 1	神田喜年	出雲市佐田町上橋波89 - 2
	保井谷 滝ヶ谷	716 - 2 760 - 6	渡部茂義	出雲市佐田町上橋波219
	小弁堂 向長川原	733 - 1 733 - 2 734 - 1	和田 武 三島喜市	出雲市佐田町下橋波222 " " " 235
下橋波	大鍋 中山	925 979	石崎愛次郎	出雲市佐田町下橋波449
	横引	940	藤原タメ	出雲市佐田町下橋波575
	奥鍋	942	三島勇雄	出雲市佐田町下橋波544
	以森谷 松ヶ谷 尻ナシ谷 八カン谷 ミヲト坂 西京峠 中山	943 954 955 956 957 - 1 958 959 960 - 1 961 962 963 - 1 997 998 1013 1014 1020 - 1 1021 - 1 1022	佐々木長兵衛	出雲市佐田町下橋波165
	松ヶ谷 尻ナシ谷 八カン谷 ミヲト坂	954 955 956 957 - 1 958 959	藤原明人 能美宏秋 神田 茂 神田栄義 松久寺 和田繁子	松江市東津田町1243 - 2 出雲市今市町2008 - 34 " 大津町584 - 14 " 佐田町下橋波737 - 1 " " " 第1号地 " " " 222

	西京峠	960 - 1 961 962		
	中山	963 - 1		
	松ヶ谷	954 955	沓内三枝子	出雲市今市町1193 - 1
	尻ナシ谷	956 957 - 1		
	ハカン谷	958		
	ミヲト坂	959 960 - 1		
	西京峠	961 962		
	中山	963 - 1 1023 1024		
	中山	999 1000	三島正夫	出雲市佐田町下橋波213

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

島根県告示第406号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成4年島根県告示第451号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

第3条第1項中「島根県信用保証協会に貸し付け、島根県信用保証協会は、その貸付金を県の指示に従って」を削り、同条第2項中「貸付利率、貸付額、貸付期間」を「預託利率、預託額、預託期間」に改める。

第6条に次の1号を加える。

(7) 保証料 年1.15パーセント

附 則

- この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱第6条第7号の規定は、平成17年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第407号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員			延長
一般国道	184号	飯石郡飯南町角井1895番6地先から同町志津見278番地先まで	前	A	メートル 5.00～ 39.00	メートル 7344.00	ダム建設事業に伴う付替工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 廃道
		飯石郡飯南町角井1891番31地先から同町志津見278番地先まで		B	12.00～ 245.00	6160.00	
		"	後	B	12.00～ 245.00	6160.00	
県道	吉田頓原線	雲南市吉田町民谷947番5地先から同766番1地先まで	前	A	4.00～ 12.00	97.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	16.00～ 29.00	97.00	
			後	A	16.00～ 29.00	97.00	
"	"	雲南市吉田町民谷565番地先から同570番2地先まで	前	A	5.00～ 9.00	90.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	10.00～ 13.00	90.00	
			後	B	10.00～ 13.00	90.00	
"	"	雲南市吉田町民谷570番1地先から同572番2地先まで	前	A	6.00～ 12.00	107.00	ダブルウェイ解消 一部市道移管 一部交換
				B	11.00～ 13.00	107.00	
			後	B	11.00～ 13.00	107.00	
"	皆井田江津線	邑智郡邑南町目貫3781番1地先から同地先まで	前	12.00～ 14.00	100.00	災害防除工事 拡幅	
			後	13.00～ 31.00	100.00		
"	益田種三隅線	那賀郡三隅町大字岡見5415番6地先から同地先まで	前	3.00～ 4.00	13.00	災害復旧工事 拡幅	
			後	8.00～ 9.50	13.00		
"	"	那賀郡三隅町大字岡見5586番1地先から同地先まで	前	4.00～ 7.50	18.00	災害復旧工事 拡幅	
			後	8.50～ 15.00	18.00		
"	今福芸北線	那賀郡金城町大字久佐イ389番3地先から同大字イ395番地先まで	前	4.50～ 22.00	204.00	農道整備事業に伴う拡幅	

木次土木建築事務所

浜田土木建築事務所

			後	6.00~ 35.00	204.00		
一般国道	314号	雲南市三刀屋町下熊谷 1772番2地先から同 1784番1地先まで	前	20.50~ 63.00	67.50	木次土木建 築事務所	交差点改良に伴 う終点変更
		雲南市三刀屋町下熊谷 1772番2地先から同 1785番1地先まで	後	20.50~ 26.00	46.00		
"	431号	出雲市大社町菱根字楯 石898番地先から同町 逢堪字阿式26番9地先 まで	前	8.00~ 14.00	350.00		特定交通安全工 事
			後	10.00~ 18.00	350.00		拡幅
県 道	平田荘原線	簸川郡斐川町大字荘原 町324番地先から同大 字334番地先まで	前	15.00~ 34.00	118.00		交差点改良
			後	15.00~ 34.00	118.00		減幅
"	平田大社自 転車道線	出雲市園町字沖の島 1669番5地先から同字 1664番7地先まで	前	4.00~ 5.00	525.00		宍道湖園護岸災 害復旧工事によ る付け替え
			後	4.00	603.00		
"	"	出雲市園町字沖の島 1663番10地先から同字 1662番22地先まで	前	3.40~ 4.00	185.00		宍道湖園護岸災 害復旧工事によ る付け替え
			後	3.40~ 4.00	178.00		
"	"	出雲市松寄下町字以後 輪1720番2地先から同 町1090番4地先まで	前	3.00~ 4.20	100.70		新内藤川改修に 伴う付け替え
			後	2.70~ 8.00	100.70		拡幅 減幅
"	小伊津港線	出雲市小伊津町字川奥 西平1654番8地先から 同町字草井谷1771番1 地先まで	前 A	4.00~ 18.00	345.00		道路改良工事
			A	4.00~ 18.00	345.00		左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。
			後 B	9.00~ 40.00	410.00		ダブルウェイ
"	出雲空港線	簸川郡斐川町大字荘原 町324番地先から同町 大字沖洲476番地先ま で	前	7.00~ 10.40	675.00	出雲土木建 築事務所	緊急地方道路整 備事業(自歩道) 工事
			後	11.00~ 22.00	675.00		拡幅
"	"	簸川郡斐川町大字沖洲 2540番地先から同大字 2446番6地先まで	前	13.00~ 20.00	290.00		景観対策工事
			後	16.00~ 23.00	290.00		拡幅
			前	12.00~ 33.00	283.00		交通安全施設整 備工事

"	斐川一畑大社線	簸川郡斐川町大字沖洲2889番地先から同大字1590番地先まで	後	14.00~ 33.00	283.00		拡幅
"	斐川出雲大社線	簸川郡斐川町大字上直江508番1地先から同大字571番1地先まで	前	9.50~ 12.40	159.00		特定交通安全施設整備事業
			後	12.00~ 13.00	159.00		拡幅
"	"	簸川郡斐川町大字上直江628番3地先から同町大字富村745番1地先まで	前	10.50~ 16.00	840.00		特定交通安全施設整備事業
			後	12.00~ 16.50	840.00		拡幅
"	"	出雲市武志町300番1地先から同町411番1地先まで	前	8.00~ 11.00	259.00		一部区域の追加
			後	10.80~ 32.40	259.00		拡幅
"	鱒淵寺線	出雲市国富町字坂本1541番1地先から同市西郷町字仲田334番1地先まで	前	7.60~ 9.00	243.00		県営土地改良総合整備事業に伴う取付工事
			後	10.40~ 17.50	243.00		拡幅
"	出雲平田線	出雲市武志町205番地先から同町947番地先まで	前	5.00~ 14.60	119.50		道路改良工事
			後	5.50~ 16.00	119.50		拡幅
"	川本波多線	邑智郡美郷町乙原710番地先から同660番地先まで	前	3.70~ 4.00	50.00	川本土木建築事務所	道路改良工事
			後	7.00~ 9.00	50.00		拡幅
"	浜田美都線	那賀郡弥栄村大字木都賀イ541番地先から同大字イ515番1地先まで	前	8.50~ 18.00	350.00	浜田土木建築事務所	交通安全1種工事
			後	11.00~ 18.00	350.00		拡幅
"	萩津和野線	鹿足郡津和野町大字後田イ37番2地先から同町大字寺田口444番1地先まで	前	10.70~ 12.00	94.64	益田土木建築事務所津和野土木事業所	道路改良工事
			後	10.70~ 17.80	94.64		拡幅

島根県告示第408号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	261号	邑智郡邑南町上田所114番1地先から同町下田所1084番2地先まで	メートル 435.00	平成17年 3月29日	川本土木建築事務所	
県道	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町中村城瀬ノ奥466番1地先から同町中村荒神谷603番1地先まで	540.00	"	隠岐支庁	
"	皆井田江津線	邑智郡邑南町日貫3781番1地先から同地先まで	100.00	"	川本土木建築事務所	
"	益田種三隅線	那賀郡三隅町大字岡見5415番6地先から同地先まで	13.00	"	浜田土木建築事務所	
"	"	那賀郡三隅町大字岡見5586番1地先から同地先まで	18.00	"		
"	今福芸北線	那賀郡金城町大字久佐イ389番3地先から同大字イ395番地先まで	204.00	"		
"	佐野波子停車場線	浜田市宇津井町526番3地先から同町569番1地先まで	161.00	"		
一般国道	431号	出雲市大社町菱根字楯石898番地先から同町遙堪字阿式26番9地先まで	350.00	"	出雲土木建築事務所	
県道	西郷都万五箇線	隠岐郡隠岐の島町郡千田18番3地先から同1番9地先まで	200.00	"	隠岐支庁	
"	平田荘原線	簸川郡斐川町大字荘原町324番地先から同大字334番地先まで	118.00	"	出雲土木建築事務所	
"	平田大社自転車道線	出雲市園町字沖の島1669番5地先から同字1664番7地先まで	603.00	"		
"	"	出雲市園町字沖の島1663番10地先から同字1662番22地先まで	178.00	"		
"	"	出雲市松寄下町字以後輪1720番2地先から同町1090番4地先まで	100.70	"		
"	出雲空港線	簸川郡斐川町大字荘原町324番地先から同町大字沖洲476番地先まで	675.00	"		
"	斐川一畑大社線	簸川郡斐川町大字沖洲2889番地先から同大字1590番地先まで	283.00	"		
"	斐川出雲大社線	簸川郡斐川町大字上直江508番1地先から同大字571番1地先まで	159.00	"		
"	"	簸川郡斐川町大字上直江628番3地先から同町大字富村745番1地先まで	840.00	"		
"	"	出雲市武志町300番1地先から同町411番1地先まで	259.00	"		
"	鱒淵寺線	出雲市国富町字坂本1541番1地先から同市西郷町字仲田334番1地先まで	243.00	"		
"	出雲平田線	出雲市武志町205番地先から同町947番地先まで	119.50	"		

"	川本波多線	邑智郡美郷町乙原710番地先から同660番地先まで	50.00	"	川本土木建築事務所
"	浜田美都線	那賀郡弥栄村大字木都賀イ541番地先から同大字イ515番1地先まで	350.00	"	浜田土木建築事務所
"	浜田八重可部線	那賀郡旭町大字坂本イ90番4地先から同大字イ185番1地先まで	320.00	"	
"	萩津和野線	鹿足郡津和野町大字後田イ37番2地先から同町大字寺田口444番1地先まで	94.64	"	益田土木建築事務所津和野土木事業所

島根県告示第409号

二級河川美田川水系美田川（美田ダムに限る。）に係る河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号に規定する河川区域を次のように指定したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

河川区域の指定（昭和53年島根県告示第978号）は、廃止する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域とする。

「次の図面」は省略し、土木部河川課及び隠岐支庁土木建築局に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第410号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成11年島根県告示第119号出雲都市計画道路事業 3・5・18号天神一の谷線

3 事業施行期間

平成11年 2月16日から平成20年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

島根県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は松江土木建築事務所及び玉湯町役場に備えて一般の縦覧に供する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

路 線 名	区 間		道路の幅員	道路の延長	指定の年月日及び番号
	起 点	終 点			
一般国道9号 松江道路玉湯工区	八束郡玉湯町大字湯町1196番3	八束郡玉湯町大字湯町1553番9	メートル 27.0	メートル 162.0	平成17年3月18日 第2号

島根県告示第412号

次の者から島根県収入証紙の売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

指定年月日	指定番号	新		旧	
		売りさばき場所	住所及び氏名	売りさばき場所	住所及び氏名
昭和34年10月23日	808	大田市大田町大田イ421番地3号 大田警察署内 邇摩郡温泉津町温泉津大字小浜イ540番地1号 大田警察署温泉津交番内	大田市大田町大田イ421番地3号 大田・邇摩交通安全協会会長 大田直一	大田市大田町大田イ421番地3号 大田警察署内	大田市大田町大田イ421番地3号 大田市交通安全協会 会長 大田直一

訓 令

島根県訓令第6号

本 方 機 関
 地 方 機 関
 県 議 会 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局
 監 査 委 員 会 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局
 島根海区漁業調整委員会事務局
 隠岐海区漁業調整委員会事務局

島根県職員被服等貸与規程（昭和46年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

受訓先中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

第1条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第3条中「福祉事務所、保健所及び」を削る。

別表の1の表11の項対象職員の欄中「環境生活部景観自然課」を「環境生活部自然環境課」に改め、同表18の項対象職

員の欄中「精神保健福祉センターに勤務し、精神保健及び精神障害者福祉に関する調査、研究等の業務に従事する」を「心と体の相談センターに勤務する」に改め、同項貸与数の欄中「3着」を「2着」に改め、同表19の項を次のように改める。

19	削除		
----	----	--	--

別表の1の表34の項対象職員の欄中「農業試験場（生物工学科）」を「農業技術センター（生物資源グループ）」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年 4月 1日から施行する。

島根県訓令第 7 号

本 庁
地方機関

島根県土地利用調整会議等設置規程（昭和60年島根県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

第 7 条第 2 項中「地域振興観光課」を「総務局地域振興観光グループ」に、「地域振興課」を「総務企画部地域振興グループ（木次総務事務所及び川本総務事務所にあつては、総務税務部地域振興グループ）」に改める。

別表第 1 環境生活部の項中「景観自然課長」を「自然環境課長」に改め、同表農林水産部の項中「畜産振興課長」を「農畜産振興課長」に改め、同表土木部の項中「用地対策課長」を削る。

別表第 2 土木部関係の項中「土木事務所長」を削る。

附 則

この訓令は、平成17年 4月 1日から施行する。

島根県訓令第 8 号

地 域 振 興 部
農 林 水 産 部
中山間地域研究センター
農 業 技 術 セ ン タ ー
しまねの味開発指導センター
畜 産 技 術 セ ン タ ー
家 畜 衛 生 研 究 所
水 産 試 験 場
内 水 面 水 産 試 験 場
栽 培 漁 業 セ ン タ ー

島根県農林水産会議規程（昭和47年島根県訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

受訓先中「農林水産部」を「地域振興部
農林水産部」に、「農業試験場」を「農業技術センター」に、「畜産試験場」を「畜産技術センター」に改める。

第 3 条第 1 項第 2 号中「農林水産部次長」の次に「、地域政策課長」を加え、「農業試験場長」を「農業技術センター所長」に、「畜産試験場長」を「畜産技術センター所長」に改め、「農業専門技術員、林業専門技術員及び水産業専門技

術員で」を削る。

附 則

この訓令は、平成17年 4月 1日から施行する。

島根県訓令第 9 号

本 庁
地方機関

島根県職務育成品種規程（昭和58年島根県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

第 3 条、第 4 条第 4 項、第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条第 1 項及び第 2 項並びに第13条第 1 項及び第 3 項中「場長等」を「所長等」に改める。

第14条第 3 項中「農林水産部生産振興課」を「農林水産部農畜産振興課」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年 4月 1日から施行する。

公 告

平成16年度島根県家畜人工授精師養成講習会（家畜人工授精に関する講習会修業試験の合格者は次のとおりである。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

奥本 晃 角森 祐介 長谷川裕治 藤井 啓多 吉田 達志

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第 2 項の規定により、土地立入の許可をしたので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 起業者の名称
中国電力株式会社
- 2 事業の種類
特別高圧送電線路 豊川線 24～25鉄塔建替工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
益田市左ヶ山町 本俣賀町 梅月町地内
- 4 立ち入ろうとする期間
公告の日から平成17年12月31日まで

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成17年 3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 開発区域

平田市灘分町993番地 外 7 筆

面積 9,337.20平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

平田市平田町951番地 1

平田市土地開発公社

理事長 加田幹男

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第 2 号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条の規定により、教科用図書採択地区を次のとおり定め、平成17年 4月 1日から施行する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定による教科用図書採択地区の設定（平成17年島根県教育委員会告示第 1号）は、廃止する。

平成17年 3月29日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

採択地区名	構 成 市 郡 の 名 称
松江採択地区	松江市 安来市 八束郡
出雲採択地区	出雲市 雲南市 仁多郡 飯石郡 簸川郡
浜田採択地区	浜田市 大田市 江津市 邇摩郡 邑智郡 那賀郡
益田採択地区	益田市 鹿足郡
隠岐採択地区	隠岐郡

島根県教育委員会告示第 3 号

島根県立武道施設条例の一部を改正する条例（平成16年島根県条例第63号）附則第 2 項、島根県立体育施設条例の一部を改正する条例（平成16年島根県条例第64号）附則第 2 項及び島根県立ライフル射撃場条例の一部を改正する条例（平成16年島根県条例第65号）附則第 2 項の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成17年 3月29日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

島根県立武道館、島根県立石見武道館、島根県立水泳プール、島根県立体育館、島根県立サッカー場及び島根県立ライフル射撃場

2 指定管理者

島根県松江市上乃木十丁目 4 番 2 号

財団法人島根県体育協会 会長 澄 田 信 義

3 指定期間

平成17年 4月 1日から 5年間

島根県教育委員会告示第4号

島根県立八雲立つ風土記の丘条例の一部を改正する条例(平成16年島根県条例第67号)附則第2項の規定に基づき指定管理者指定したので、次のとおり告示する。

平成17年3月29日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

島根県立八雲立つ風土記の丘

2 指定管理者

松江市殿町158番地

財団法人島根県文化振興財団 理事長 澄 田 信 義

3 指定期間

平成17年4月1日から5年間

人 事 委 員 会 規 則

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第4号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和39年島根県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第7項」を「第8条第8項」に改める。

第14条第2項中「3月」を「6月」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。